

寒川町都市マスタープラン 進捗管理等に向けた取り組みについて(報告)

令和7年度 第1回寒川町都市計画審議会

令和7年7月31日

- 1 寒川町都市マスタープラン
進捗管理等に向けた取り組みについて
- 2 満足度調査の実施結果について
- 3 今後のスケジュールについて

1 寒川町都市マスタープラン進捗管理等に向けた取り組みについて

1 寒川町都市マスタープラン 進捗管理等に向けた取り組みについて

2 満足度調査の実施結果について

3 今後のスケジュールについて

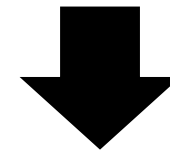
1 寒川町都市マスタープラン進捗管理等に向けた取り組みについて

都市マスタープランの法的位置づけ

根拠法令

都市計画法第18条の2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、**当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする**



寒川町では都市計画法第18条の2に基づき、平成7年に策定、平成15年、令和3年に改定をしている

※現行都市マス：令和3年(2021年)4月改定

寒川町都市マスタープラン

令和3年(2021年)4月改定



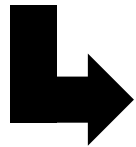
寒川町

1 寒川町都市マスタープラン進捗管理等に向けた取り組みについて

進捗管理等の概要

都市マスタープランにおける「基本的な方針」

概ね20年後を見据える上で、寒川町の都市計画行政の基本となるものであり、都市計画の見直しや決定に際しての指針として定めるもの



方針・計画を作成して終わりではなく
「まちづくりの実現」のために適正に進捗管理等をする必要がある

進捗管理等手法(案)

事業進捗等を管理

都市づくりの基本方針を基に都市の動向を把握
指標を設定し、評価を実施



町民満足度を把握

都市マスタープラン独自の
町民満足度調査を実施し、評価を実施

※今回実施を検討

1 寒川町都市マスタープラン進捗管理等に向けた取り組みについて

進捗管理等に向けた町民参加の機会

令和7年度の取組み(案)

※令和7年4月14日～5月16日

アンケート
実施

満足度調査
(有効:159件)

※令和7年10月頃を検討

説明会開催

進捗管理等報告書
(素案)

パブリック
コメント実施

進捗管理等報告書
(案)

寒川町都市マスタープラン(以下「都市マス」)の検討イメージ

※改定時期等は想定で記載しています

都市マス

令和3年度

改定

令和12年度

概ね10年

令和22年度

概ね20年

進捗管理等

令和7～8年度

令和12年度

令和22年度

満足度調査+進捗管理等報告書

都市マス改定検討

都市マス改定検討

2 満足度調査の実施結果について

1 寒川町都市マスタープラン

進捗管理等に向けた取り組みについて

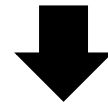
2 満足度調査の実施結果について

3 今後のスケジュールについて

2 満足度調査の実施結果について

調査目的、全体フロー（概要）

町民満足度調査を実施し、意向等を把握した中で今後の町のあり方を検討



「進捗管理等報告書」の作成



「まちづくりの実現」のため進捗管理等の実施

→ まずは現状を把握するため、満足度調査(アンケート)を実施

2 満足度調査の実施結果について

調査概要及び結果

調査概要

【期間】

令和7年4月14日(月)～5月16日(金)

※郵送の場合消印有効

【対象】

満18歳以上の全町民

※在住者及び在勤者

【方法】

e-kanagawa電子申請によるWEB回答

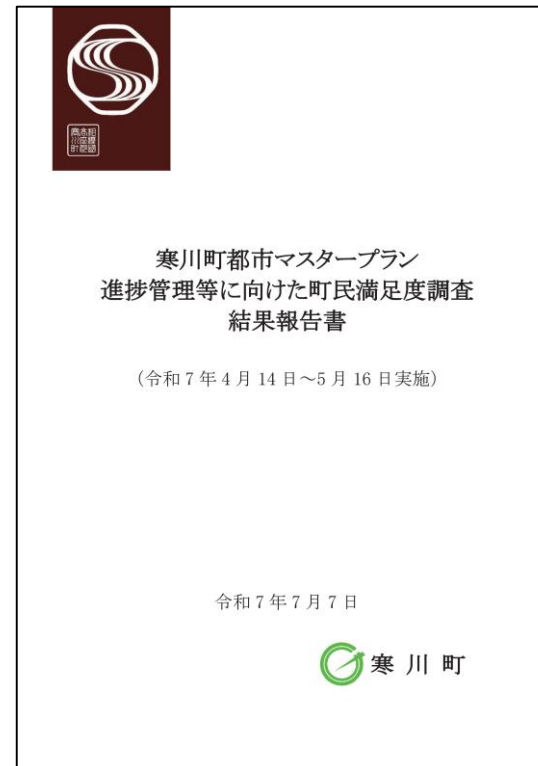
※郵送回答希望者なし

結果

【有効回答数】

159件

※同一人物疑い5件除く



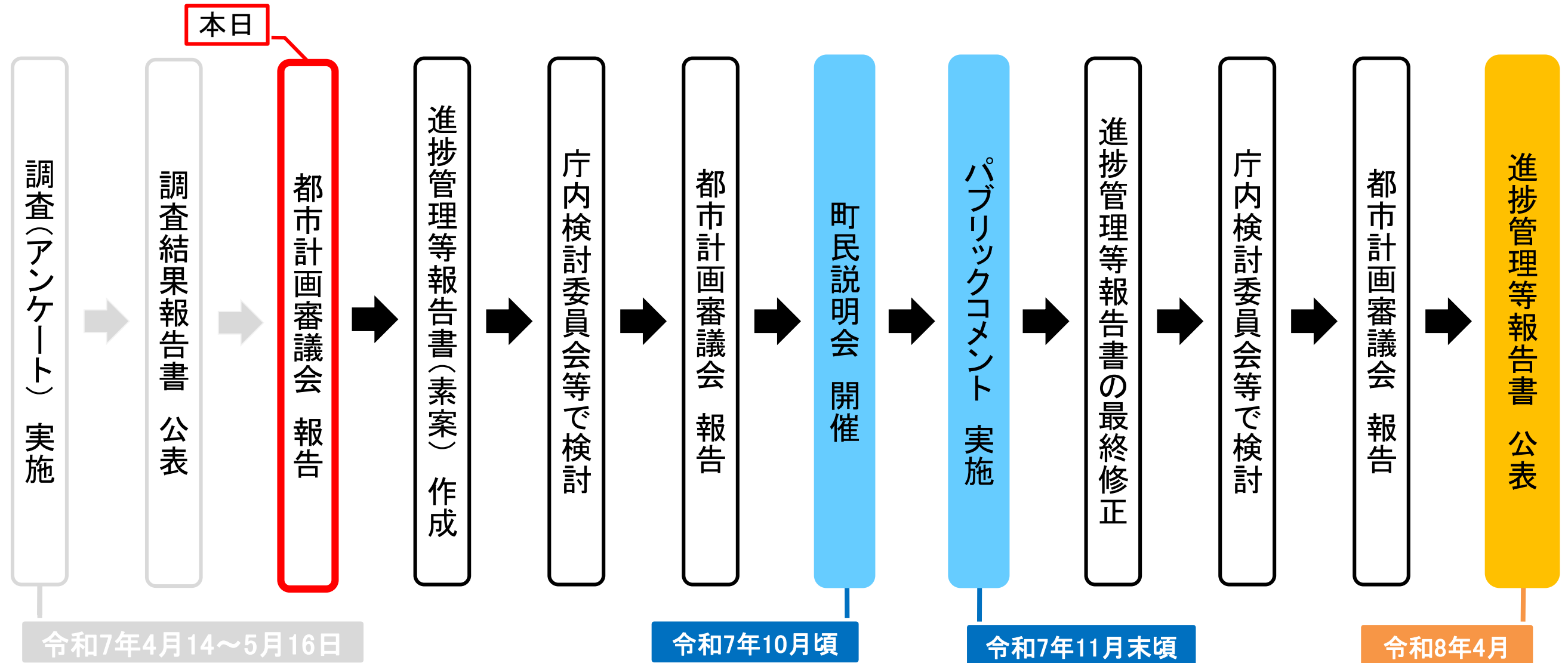
結果詳細は
資料12

3 今後のスケジュールについて

- 1 寒川町都市マスタープラン
進捗管理等に向けた取り組みについて
- 2 満足度調査の実施結果について
- 3 **今後のスケジュールについて**

3 今後のスケジュールについて

検討スケジュール（概要）



寒川町都市マスタープラン 進捗管理等に向けた取り組みについて(報告)

令和7年度 第1回寒川町都市計画審議会

令和7年7月31日